

答 申 第 2 6 1 号
令和元年8月21日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、令和元年8月8日付け岐阜市ま景第62号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

近年、人口減少、既存の建築物の老朽化等による全国的な空き家の増加に伴い、空き家の火災、倒壊の恐れ等の安全性の低下、草木の繁茂、害虫の繁殖等の公衆衛生の悪化等が深刻な問題となっている。こうした問題に対応するため、平成27年5月に、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）が施行された。

本市においては、平成30年5月に、特措法に基づく岐阜市空家等対策計画が策定された。当該計画において、既存のネットワークでは流通が困難な空き家について流通及び活用の促進を図るため、空き家の所有者等と利用希望者のマッチングを行う空き家バンクの活用に関し、検討を行うこととしている。

そこで、本市では、インターネットの専用サイト等を通じて、空き家の所有者が売却を希望する空き家の情報を利用希望者に提供する岐阜市版空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）を実施する。

そのため、岐阜市まちづくり推進部まちづくり景観課は、空き家バンクへの登録希望者からの申請、申請に基づく物件の登録に係る調査の結果により、次に掲げる情報を個人情報ファイルとして保有するものである。

<空き家の所有者に関する情報>

- ア 氏名
- イ 住所
- ウ 電話番号

<空き家に関する情報>

- エ 所在地（丁目まで）、地図
- オ 建物構造、階数
- カ 建物面積、建物面積計測方式

- キ 間取り、間取図
- ク 主要採光面
- ケ リフォーム年月、リフォーム内容
- コ 希望売却価格
- サ 建築年月
- シ 土地面積、土地面積計測方式
- ス 地目
- セ 用途地域
- ソ 物件の現況
- タ 建ぺい率
- チ 容積率
- ツ 接道の状況
- テ 都市計画
- ト 土地権利
- ナ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出の有無
- ニ 引渡しの状況、引渡しの相談内容
- ヌ 取引態様
- ネ 水道、排水、ガス等の設備状況
- ノ 交通（駅、バス停、ICからの距離）
- ハ 主要施設等までの距離
- ヒ 写真
- フ 建物状況調査の結果
- ヘ その他市長が必要と認める情報（木造住宅耐震診断結果、バルコニー面積等）

- 2 個人情報ファイルの名称
岐阜市版空き家バンク台帳

- 3 意見
適当なものと認める。